

要望書への回答

令和4年4月8日

静岡県宅地建物取引業協会
東部支部支部長 藤田 昭一 様

富士宮市長 須藤 秀忠



令和3年12月21日付けでいただいた要望書について、下記のとおり回答させていただきます。

【要望1】

移住または定住を対象とした空き家及び古民家に付随する1,000m²未満の農地取得取得の際、農家資格のない方にも譲受を認めていただきたい。

① 農地と空き家対策・既存宅地等、法令上は別問題となっているが、並行して進めいただきたい。

(回答)

現在、農地や空き家、既存宅地などに関しては、移住希望や新規就農、空き家の活用、市内移転など、様々な相談のケースがあることから、それぞれの窓口が相談内容を聞き、必要に応じて関連する部署の窓口を紹介するなど、庁内で相談内容を共有・連携し、柔軟な対応を行っています。

今後、より一層、農地や空き家の課題を並行して進めていくため、各窓口においては、「空き家に関する相談フロー」「農地に関する相談フロー」を作成し、庁内の関連部署間でフローを共有し、相談に来た人にとって、分かりやすい体制を整えていきたいと考えています。

② 相談に行く場所が、移住希望者には分かりにくく、農業委員会・都市計画課・建築住宅課等に行って、それぞれの法令に基づく指導を受けていると思われるが、調整区域の相談については総合的な判断が求められるため、企画戦略課等で窓口を一本化して対応していただきたい。

(回答)

現在、移住希望者の相談については、「企画戦略課」が窓口となり、農業や空き家、起業などの相談あった際は、関連する部署の窓口を伝えるなどの対応をしています。

今後も「建築住宅課」や「農業委員会事務局」などに、移住に関する相談があった際には、「企画戦略課」と連携して対応をしていきます。

なお、移住以外の調整区域の相談については、相談内容に応じて対応が異なることと、関連部署間で窓口の紹介や情報共有が行えていることから、現在のところは、窓口の一本化は考えておりません。

移住相談者をはじめ、各窓口に来る相談者の話をよく聞き、引き続き、関連部署間の連携を密にし、対応してまいります。

- ③ 移住者に対し、農業指導や支援を同時に行う制度の整備。

(回答)

新規就農に対する支援については移住者に限らず農業政策課にてご案内しております。企画戦略課の移住相談窓口や農業委員会での農地のあっせん相談等があった際には、担当窓口の案内や相談内容の共有等を含め連携しております。

現在、支援制度については、静岡県富士農林事務所による研修制度があり、他に作目によって富士伊豆農業協同組合富士宮地区本部による営農指導が受けられる場合があります。これらの支援は、農地の取得や借受の時期に関わらず受けられるため、同時に受けすることも出来ます。

【要望 2】

狭隘道路申請に係る取扱い条件の緩和及び助成の充実

- ① 市街化区域だけでなく調整区域も対象とし、認定外2項道路も対象にしていただき寄付を受け付けていただきたい。

(回答)

安全・安心で、災害に強いまちづくりの推進という目標のもと、限られた予算の中で効率的に事業を実施する方法として、引き続き、市街化区域内の認定市道沿いを対象に整備延長を伸ばしていきたいと考えております。

- ② 業者によるミニ分譲でも、狭い道路を広げるという行為は同じなため狭隘道路補助の対象としていただきたい。

(回答)

令和4年度より、分譲地に対しても対象範囲を拡大することといたしました。

- ③ 撤去の補助金・隅切りの奨励金の予算化。

(回答)

現時点では撤去の補助金・隅切りの奨励金共に予算化は考えておりませんが、既設のブロック塀の撤去については、富士宮市「TOUKAI-O」総合支援事業において、補助制度を活用していただくことができます。ブロック塀撤去後のフェンス、生垣設置に対する補助制度もございます。隅切り用地については、寄付いただいた際には、後退部分と併せて整備させていただいているところです。

【その他】

- ・道路台帳等の地図情報の公開

(回答)

地図情報の公開に向けて、都市整備部で所管している、道路網図、道路台帳測定基図、農道台帳図、舗装構成図、指定道路図（建築基準法）などの情報の基礎となる地図情報のデジタル化を令和4年から5年にかけて進めます。

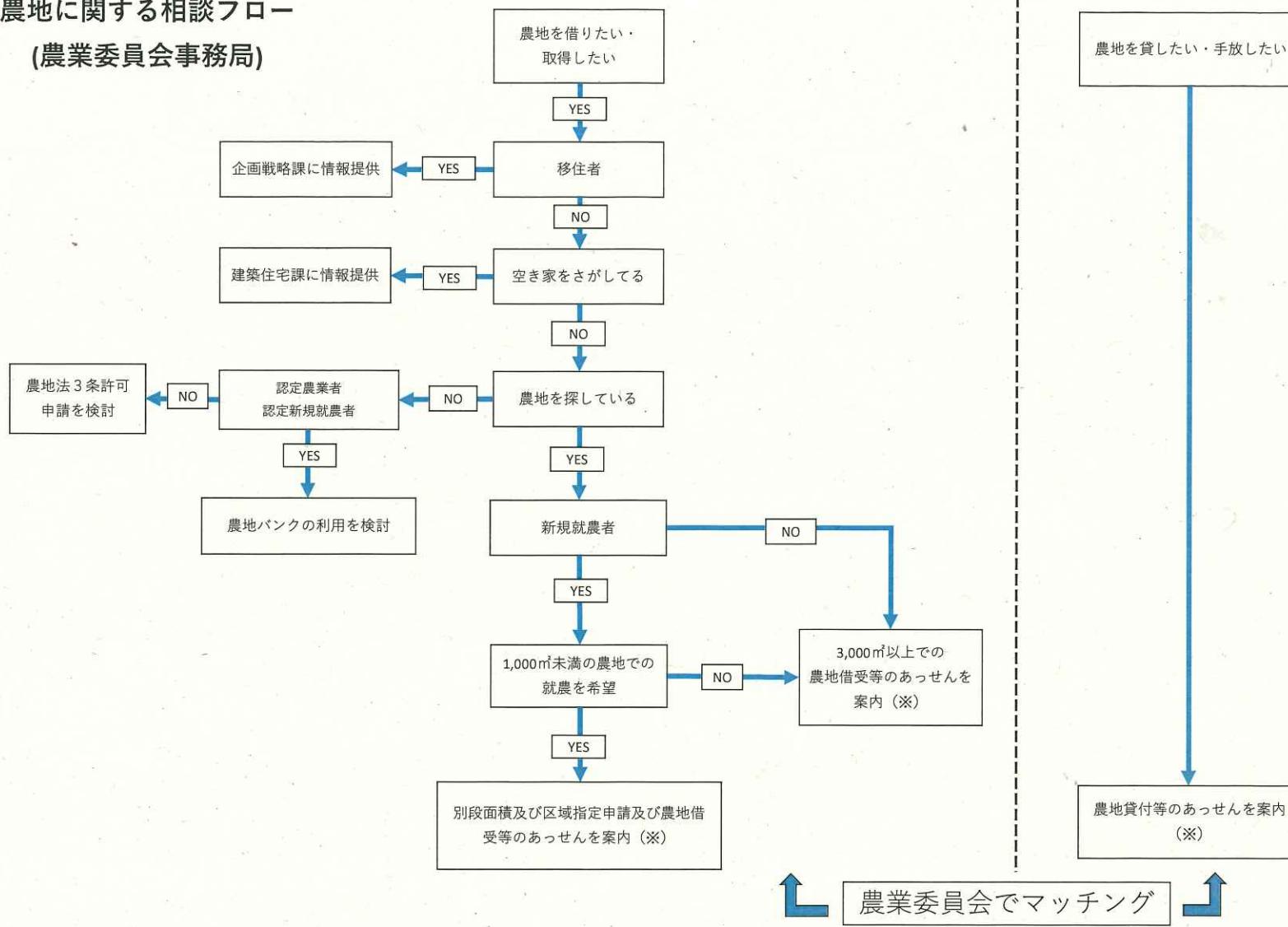
一般公開に向けては、企画部が、公開できる地図情報を整理し、一般の方にも判りやすいシステムで令和5年度中に公開される予定です。

- ・当協会に対し、第一種低層住居専用地域の建ぺい率等の変更内容について説明をしてほしい。

(回答)

都市計画変更の手続きの中で貴協会に対して説明会を開催します。

農地に関する相談フロー
(農業委員会事務局)



参考資料

※ 必ず借受者等・農地等が見つかるとは限りません

空き家に関する相談フロー

参考資料

